

札幌市建築基準法施行条例の一部改正（素案）に対するご意見の概要と札幌市の考え方

1 ご意見募集の実施概要

(1) 意見募集期間

令和6年(2024年)9月24日(火)から令和6年(2024年)10月23日(水)まで

(2) 意見提出方法

郵送、持参、FAX又は電子メール

(3) 資料の配布・公表場所

- ・札幌市役所本庁舎2階（市政刊行物コーナー、建築指導部管理課）
- ・各区役所市民部総務企画課広聴係
- ・札幌市公式ホームページ

2 提出者及びご意見の内訳

(1) 提出者数及びご意見の件数

ア 意見者数	2人
イ ご意見の件数	4件

(2) 提出方法

ア 持参	1人
イ FAX	0人
ウ 郵送	0人
エ 電子メール	1人

3 素案からの修正点

なし

市政等資料番号

02-M03-24-2326

4 ご意見の概要と市の考え方

ご意見の概要	市の考え方
具体的な算定式（案）を早期にお示しいただきたい。また、改正する条例に関しては、なるべく簡便な算定式にしてほしい。	条例において算定式を規定するのではなく、国が告示で示した算定式に積雪荷重を加えて算定するよう規定する予定です。 また、積雪荷重の追加に対応した表計算ツールをご用意する予定です。
北海道においても同様の改正を予定しているとのことなので、そちらに従うよう一本化することはできないのか。設計業務が煩雑になる一方のため、札幌市のみの独自ルールは極力避けていただきたい。	北海道と札幌市はそれぞれ建築基準法施行条例を制定しておりますので、各々の条例で定めることとなりますが、この度の改正は、北海道と同様のルールとなるよう規定する予定です。
積雪荷重は、毎年降雪量が違うので算定することに難しさがあり、厳しさが増すことは必須であろう。	算定に用いる積雪荷重は、毎年の降雪量によって変わるものではありません。札幌市は国が告示で定めた基準により積雪荷重を規定しており、当該積雪荷重を用いて算定を行うことになります。
令和6年第4回定例市議会に条例案を提出する予定であるならパブリックコメントの実施時期が遅すぎる。	ご意見があった場合に条例案の修正が可能となる時期に実施しておりますが、可能な限り早期の意見募集の実施を心掛けてまいります。